

## ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る 暫定排水基準の見直しに向けた検討について



平成 30 年 5 月 30 日に、環境省で第 25 回中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会が行われ、その中で、平成 31 年の 6 月末で暫定排水基準の適用期限を迎えるほう素、ふっ素及びアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（硝酸性窒素等）について、適用されている各業種に対して、平成 31 年 7 月以降に適用される排水基準を定める必要があるとして話し合いが行われました。

今回の検討では特に、温泉を利用する旅館業については小規模な事業者が多いことに加え、そもそもの排水における水質組成において、成分調整が事実上不可能な源泉の水質組成に依っていることや、源泉は自然由来で湧出していることに焦点が当てられています。

今後のスケジュールとしては、温泉を利用する旅館業について、温泉排水処理技術の開発等に向けた取り組みの開始から一定の期間が経過したことや関連する排水実態調査などの結果を踏まえ、これまでの考え方の整理なども改めて行った上で、平成 30 年秋～冬に専門委員会の実施、翌年の 3～4 月にパブリックコメントの実施、4～5 月に中央環境審議会水環境部会への諮問、5～6 月に改正省令の公布、7 月 1 日に改正省令の施行となっております。

当社では、ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等を始め、排水の分析について多くの実績と経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 [2018 年 5 月 30 日付 中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会発表資料](#)

環境検査箇所 清水圭介